関西学院大学生活協同組合 ミールパス (ミール定期マネー) 利用細則

(通則)

第1条 この利用細則は、「大学生協アプリ(公式)利用規約」の「食事(ミール定期)用マネー」(以下、「ミールパス」という)として提供する機能と運用について定めます。

(ミールパスの定義)

第2条 大学生協アプリ(公式)において、関西学院大学生活協同組合(以下「生協」という)が指定した期間及び1日当たりの利用限度額の範囲内で、生協が指定する食堂等の店舗(以下「指定店舗」という)及び生協電子マネー対応機器で食事等を利用することができる機能がミールパスです。生協電子マネーの利用とは別会計です。

(ミールパス利用方法)

- 第3条 生協の組合員は、ミールパスに供する期間に対応する生協が指定した金額(ミールパス購入代金)を生協が指定する方法での金融機関口座等を使った支払手続または現金による支払いをおこなうことにより、ミールパスを利用できるものとします。
 - 2 ミールパスを利用できる組合員(以下、「ミールユーザー」という)は、生協が指定した利用期間・1日利用金額(曜日指定1日利用金額を含む)(以下、「1日利用金額」という)の範囲内で、指定店舗において生協電子マネー対応機器で、ミールパスでの支払いにより食事等を利用することができます。
 - 3 ミールユーザーは、ミールパスでの支払いの初回利用の前までに、ユーザー自身が所有するスマートフォンに、大学生協アプリ(公式)をインストールし決済機能の登録をしておくことで、ミールパスでの支払いをすることができます。
 - 4 ミールパスの1日利用金額の範囲を超えて利用した場合、不足している金額は、自動的に生協 電子マネーから優先して使用されるものとします。

(ミールパスの利用期間・1日利用金額・利用可能商品等)

第4条 生協はミールパスの利用期間、1日利用金額、ミールパスで利用できる指定店舗(営業日程・時間を含む)及び食事等商品の範囲、その他ミールパス機能の利用にあたって必要な事項とミールパス購入代金を定め、これを公告するとともに、必要に応じてミールユーザーに通知するものとします。ミールパスにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(ミールパスの利用範囲外)

- 第5条 ミールユーザーは、以下の商品またはサービスに関してミールパスでは利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - ①ミールパスを利用できる組合員本人以外の者が利用する場合
 - ②指定店舗が営業していない場合、及び営業時間外の場合
 - ③ミールパスで利用できる食事等商品以外の商品購入の場合
 - ④ミールパス利用期間・1日利用金額を超えて利用する場合
 - ⑤スマートフォンの紛失・故障・盗難等によりアプリの利用・決済を一時停止としている場合
 - ⑥停電、故障、通信障害等やむをえない事情により、生協電子マネー対応機器の利用ができない 場合

- ⑦本細則の規定から著しく逸脱した行為を行い、利用を一時的に停止されている場合
- ⑧不可抗力(天災、暴動、流行病、政府・自治体および大学の命令)などやむをえない事情により指定店舗を閉店した場合

(利用履歴の提供)

- 第6条 ミールパスの利用履歴(以下、利用履歴という)の一部をミールユーザーもしくはミールユーザーの親権者に提供します。ミールユーザーは、利用履歴を親権者に提供することを承諾したこととします。
 - ①利用履歴とは、利用商品、利用の金額、入金額、電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指します。
 - ②利用商品とは生協の店舗、食堂等において POS レジで精算された商品であり、その利用商品 名は POS レジに登録されているデータを指します。ただし、POS レジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。
 - ③利用履歴は、生協が指定する電子媒体(大学生協アプリ(公式)及び生協 Web サイト「組合員マイページ」)で提供し、その利用は、ミールユーザーおよび親権者が申し込みすることで提供します。
 - ④生協は、提供した利用履歴の不備などにより、ミールユーザー及び親権者に不利益が生じた 場合であってもその損害を補償しません。

(利用履歴提供の終了・中止・変更)

- 第7条 生協は、ミールユーザーに告知により、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあり、利用者は予め承諾したものとします。前項によりミールユーザーに損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。
 - 2 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。
 - 1) コンピュータシステムの保守点検
 - 2) システムの切り替えによる設備更新
 - 3) 天災、災害、通信障害等による装置の故障
 - 4) その他予期しない障害の発生

(届出事項の変更)

- 第8条 ミールユーザーは申し込み時に届け出た登録情報に変更が生じた場合、生協に対して所定の届 出を遅滞なく行うものとします。
 - 2 前項の届出を怠った場合に生じる一切の損害はミールユーザーが負担するものとします。

(ミールパスの利用停止)

- 第9条 ミールユーザーは、次のいずれかに該当した場合、生協が当該組合員のミールパスの利用停止 (無期限・一時) することができることを承諾するものとします。
 - ①ミールユーザーが組合員資格を失った場合
 - ②申し込み時や届出変更時に、虚偽の申告を行った場合
 - ③本細則ならびに別に設ける「大学生協アプリ(公式)利用規約」に違反した場合
 - ④ミールユーザーが自身のミールパスを第三者に貸与または譲渡した場合
 - ⑤ミールユーザーが自身のミールパスを使って第三者や他人への食事の利用(いわゆるおごり)

をした場合

⑥生協が設ける期限までに、ミールパス購入代金を支払わなかった場合

(返品・返金の禁止)

第10条 ミールパスで購入した食事等の商品についての返品は、レジ操作ミスなど生協の過失による 場合の他は、受け付けないものとします。ミールパスの利用期間の始めの日から払い戻し請求 があった日までを使用済み期間とし、返金についてはおこなわないものとします。

(解約等による払い戻し)

- 第11条 「大学生協アプリ (公式) 利用規約」により生協電子マネーは払戻しを原則禁止とします。 ただし、以下の条件を満たすものに限り、払戻しできるものとします。
 - ①ミールパスは、生協指定の金額・方法で申込みをおこない、生協がその申し込みを承諾した 日から8日間以内であればクーリングオフ(解約)ができます。4月1日以降の申込みで役 務提供開始前である場合も8日間以内であればクーリングオフ(解約)できます。
 - ②ミールユーザーが、ミールパス利用期間中に退学、傷病等による長期入院など(大学休暇中の帰省等を除く)の事由により 1 ヶ月を超える長期にわたり大学へ通学できなくなった場合には、生協所定の手続きによる申出を受けて、ミールパスの未執行代金を返金することとします。未執行代金とはミールパス購入金額から、すでに利用した金額及び所定の手数料(3,000円)を控除した残額とします。残額がマイナスとなった場合、返金はないものとします。
 - ③前項以外の事由による解約の場合、前項の返金金額から違約金として残高の 10%の金額を 差し引いた金額を返金するものとします。また、この場合組合員が事前に親権者に「解約の 了承」を得ることを条件とします。
 - ④前項の違約金は、3,000円を下限とし、違約金によって返金金額が0及びマイナスになる場合は返金できません。
 - ⑤この契約を期間途中で解約した場合、同じ期間内で再度申し込みを行うことは出来ないも のとします。
 - ⑥ミールパスを途中解約する場合の返金は、生協電子マネーへの振替もしくは銀行口座への 振込とします。振込の際、学生の場合は原則として保護者の銀行口座等へ振り込むことと し、返金に必要な手数料等は申込者の負担とします。

(契約満了時の残高の取扱い)

第12条 契約満了時にミールパスの残高(購入額-利用額)がプラスの場合、返金事務手数料(3,000円)を差し引いた金額を生協の年度末である2月に生協電子マネーに移行します。返金事務手数料によって残高が0およびマイナスになる場合、返金はないものとします。

(解釈等)

- 第13条 この規則に定めのない事項及び規則の解釈に疑義が生じた場合は、理事会が決定します。 (細則の改廃)
- 第14条 生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の利便向上、社会経済状況の変化への対応、その 他サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本細則を改廃することができます。
 - 2 前項について、生協は、本細則を改廃する旨、改廃後の本細則の内容及び改廃の効力発行日について、改廃の効力発生日までに次に定める方法を適宜活用して、ミールユーザーへの周知を

図ります。

- 1) 店舗での掲示
- 2) Web サイトへの掲示
- 3 本細則の改廃は、理事会の議決によります。

【付則】

1. この細則は2024年12月3日より施行します。